

避難者訴訟 増額賠償請求訴訟

「敗つたかいあつた」

原告うち控訴審判決評議仙

「勝訴・原告決を宣言」「あることを要求損害を認定」。東京電力福島第一原発事故で双葉町や楢葉町から避難した住民が東電に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決後、仙台控訴院で弁護団が判決内容を記した紙を掲げると周囲から歓声が上がった。ちょうど丸山前年のこの日、政府の避難指示で直里を追われた原告らは「ここで戦つたかいがあつた。判決を評価したい」と語った。

(25面に闇運記事)

を務める星川竜雄さん(左)と櫻井真一さん(右)櫻井町では「原告心を尽して訴えてきたことが認められた」と想い以上の判決だった。

原告側代理人の小野寺利孝弁護士は「二審が高裁判決は古里を奪われた原告の苦しみを受止めたい」と述べた。

に応える内容で、画期的だと評価。一方で、賠償水準が国の中間指針を大きく超えなかつた点については「無謀な請求だった」と思えたが、司法判断として受け止めたい」と述べた。

原告早期救済に配慮解説

今回の集団訴訟で仙台高裁が判決の梗概とした原告損害賠償法によると、電気事業者が過失の有無に問わらず賠償責任を負う。

小林久起裁判長は「東電は原発の安全性について、地域住民の信頼を立地してきた」と原告事業者と住民との関係を強調した。こうした企業の態度が賠償を算定する上でも重要な要素になる。

原告被災者集団訴訟16件 各表の判断		O:認める×:認めず
	賠償命令	賠償命令
東電の責任	○	○
2017年 前継地裁・第一陣(3月17日)	○	○
千葉地裁・第一陣(9月22日)	○	○
福島地裁・第一陣(10月10日)	○	○
東京地裁・第一陣(2月7日)	○	○
東京地裁・第二陣(3月15日)	○	○
東京地裁・第三陣(3月16日)	○	○
地裁ひわけ支部(3月22日)	○	○
千葉地裁・第二陣(2月20日)	○	○
地裁ひわけ支部(3月14日)	○	○
千葉地裁・第二陣(3月26日)	○	○
松山地裁・第一陣(3月27日)	○	○
名古屋地裁・第一陣(8月2日)	○	○
山形地裁・第一陣(12月17日)	○	○
福島地裁・第一陣(2月19日)	○	○
札幌地裁・第一陣(3月10日)	○	○
仙台地裁(3月12日)	○	○

の司法判断は、継続中他の訴訟に大きな影響がある。原告側は通常、下級審で示された事実認定や損害論には踏み込まず、上告してやりたがる。その結果、原告側は、東電の対応に対するだけの見方がされる。高裁判決は、原告の訴訟に対する解決を先延ばしにすることもある。高裁判決は、東電の対応を踏まえた東電の対応を注目される。(本社雄貴)

(2)

エネルギー対策特別会計の仕組み

(金額は令和2年度予算)

エネルギー需給勘定

石油石炭税 6,550億円



一般会計

一般会計繰入額
1,870億円



エネルギー需給勘定 7,822億円

燃料安定供給対策	エネルギー需給構造高度化対策
2,857億円	4,965億円

547億円

電源開発促進勘定

電源開発促進税 3,150億円



一般会計

一般会計繰入額
197億円



電源開発促進勘定 3,320億円

電源立地対策	電源利用対策	原子力安全規制対策
1,675億円	1,097億円	52億円

原子力損害賠償支援勘定

原子力損害賠償支援資金
49億円
剩余金等 3億円

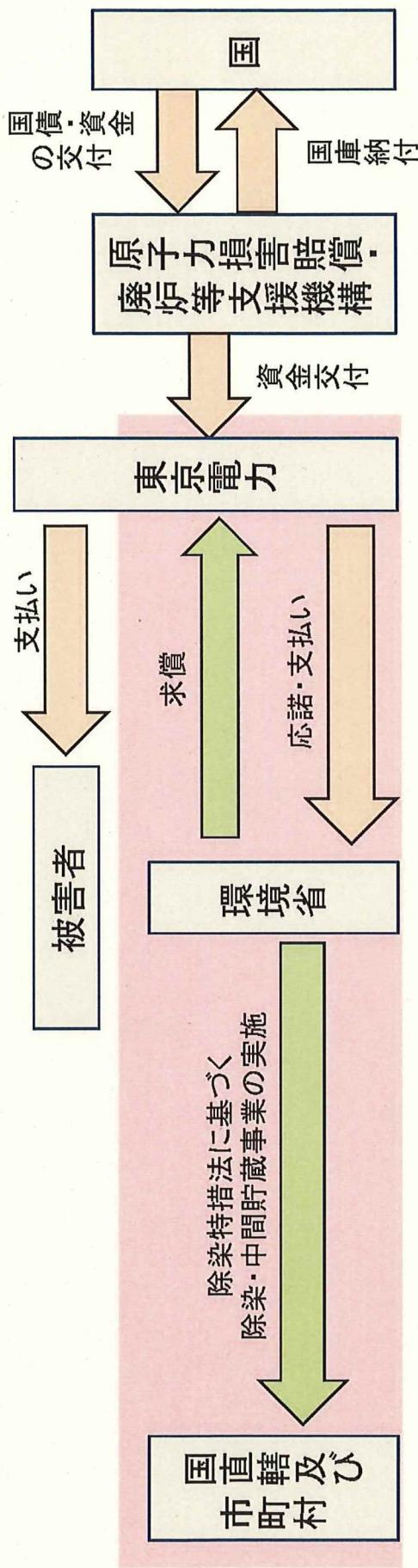


原子力損害賠償支援勘定 52億円

原子力損害賠償支援対策
52億円

7. 除染費用支払いの仕組みについて

(3)



<中間指針第二次追補(平成24年3月16日)(抄)>

(指針)

1) 本件事故に由来する放射性物質に關し、必要かつ合理的な範囲の除染(汚染された土壤等の除去に加え、汚染の拡散の防止等の措置、除去土壌の収集、運搬、保管及び処分並びに汚染された廃棄物の処理を含む。)を行うことにより必然的に生じた追加的費用、減収分及び財物価値の喪失・減少分は、賠償すべき損害と認められる。

<中間指針第三次追補(平成23年8月30日公布、平成24年1月1日全面施行)(抄)>

(この法律に基づく措置の費用負担)

第44条第1項
事故由来放射性物質による環境の汚染に對処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)第三条第一項の規定により関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。

<原子力災害からの福島復興の加速に向けて(平成25年12月20日閣議決定)(抄)>

実施済み又は現在計画されている除染・中間貯蔵施設事業の費用⁹は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、復興予算として計上した上で、事業実施後に、環境省等から東京電力に求償する。

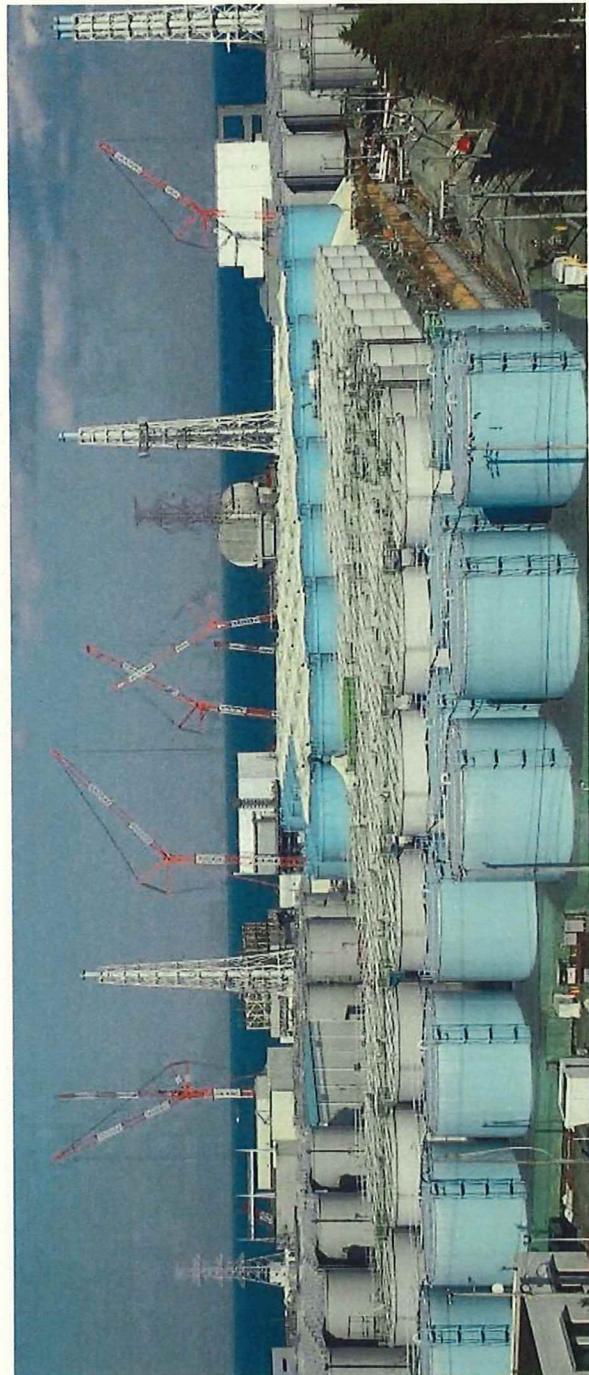
9 現時点において、環境省の試算等によれば、実施済み又は現在計画されている除染(汚染廃棄物処理を含む。以下同じ。)の費用は約2.5兆円程度、中間貯蔵施設(建設・管理運営等)の費用は約1.1兆円程度と見込まれる。

福島第一原子力発電所構内に貯蔵されている処理水

TEPCO

発電所構内の処理水の貯蔵状況（2020年3月12日時点）

- ・ タンク基数 979基 *1
- ・ タンク貯蔵水量 約119万m³ *2
 - トリチウム平均濃度 約73万ベクレル/ドリル
 - トリチウム総量 約860兆ベクレル [純トリチウム水換算 約16グラム]



*1：ALPS処理水の貯蔵タンクとストロングチウム処理水の貯蔵タンクの合計
*2：水位計の測定下限値からタンク底部までの水を含んだ貯蔵量

©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved.

無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社

出典：2020年3月24日 東京電力ホールディングス株式会社 多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会報告書を受けた当社の検討案について

中長期ロードマップ改訂案のポイント

●周辺地域で住民帰還と復興が徐々に進む中、「復興と廃炉の両立」を大原則として打ち出し。

(リスクの早期低減、安全確保を最優先に進める。)

➢ 地域との共生。当面（10年程度）の工程を精査し、「廃炉作業全体の最適化」。

●廃止措置終了までの期間「30～40年後」は堅持。

①燃料デブリの取り出し

燃料デブリを取り出す初号機と、その取り出し方法を確定。



具体的には、2号機で、気中・横から試験的取り出しに着手(2021年内)。
その後、段階的に取り出し規模を拡大。

②プール内燃料の取り出し

1・2号機で、工法を変更しダスト飛散を抑制。



取り出し開始は、1号機で4～5年、2号機で1～3年後ろ倒し。
2031年内までに、1～6号機全てで取り出し完了を目指す。

③汚染水対策

・これまでの対策により、汚染水発生量が大幅に抑制。

(540m³/日(2014年5月) → 170m³/日(2018年度))

↑ 1日あたりの汚染水発生量について、2020年内に150m³まで低減させる現行目標を堅持。

↑ 加えて、2025年内に100m³まで低減させる新たな目標を設定。

※なお、ALPS処理水の取扱いについては、引き続き総合的な検討を進めていく。

(参考) 改訂中長期ロードマップの目標工程案



主な目標工程

目標工程	現行		改訂案	
	実施年	内容	実施年	内容
汚染水対策	2020年内	汚染水発生量を150m ³ /日程度に抑制 汚染水発生量を100m ³ /日以下に抑制	2020年内	2020年内 <u>2025年内</u> 新設
滞留水処理	2020年内	建屋内滞留水処理完了※ 原子炉建屋滞留水を2020年末の半分程度に低減	2020年内	2020年内(※) <u>2022年度～2024年度</u> 新設
燃料取り出し	2023年度目処	1～6号機燃料取り出しの完了 1号機大型カバーの設置完了	2023年度目処	2031年内 新設 <u>2023年度頃</u> 新設
	2023年度目処	1号機燃料取り出しの開始 安全確保・飛散防止対策のため工法変更	2024年度～	見直し <u>2028年度</u> 見直し
燃料デブリ取り出し	2021年内	初号機の燃料デブリ取り出しの開始 (2号機から着手。段階的に取り出し規模を拡大)	2021年内	2021年内 <u>2026年度</u> 見直し
廃棄物対策	2021年度頃	処理・処分の方策とその安全性に関する技術的な見通し カレキ等の屋外一時保管解消	2021年度頃	2021年度頃 <u>2028年度内</u> 新設

※1～3号機原子炉建屋、プロセス主建屋、高温焼却建屋を除く。

出典：2019年12月27日 第4回廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議配布資料 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた中長期ロードマップ改訂案について